

○大阪府警察総合訓練センター使用要領の制定について

平成9年3月17日

例規（教）第14号

改正 令和6年3月15日例規（務）第21号

この度、大阪府警察総合訓練センターの完成に伴い、別記のとおり大阪府警察総合訓練センター使用要領を制定し、平成9年4月1日から実施することとしたので、周知させられたい。

別 記

大阪府警察総合訓練センター使用要領

第1 趣旨

この要領は、大阪府警察総合訓練センター（以下「訓練センター」という。）の適正な使用について必要な事項を定めるものとする。

第2 訓練センターの施設

訓練センターの施設は、次のとおりとする。

- （1） 射撃場
- （2） 陸上競技場
- （3） 自動車訓練コース

第3 使用の申込み等及び承認

1 使用の申込み等

- （1） 所属長は、訓練センターの施設を使用しようとする場合（警務部長が定める計画に基づき使用する場合を除く。）は、使用を希望する日の1週間前までに総合訓練センター使用申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）により教養課長に使用の申込みを行うものとする。
- （2） 交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、各機動隊長及び警察学校長は、毎月の訓練センター施設の使用計画を、月間使用計画書（別記様式第2号。以下「計画書」という。）により前月の20日までに教養課長に提出するものとする。

2 使用の承認

教養課長は、前記1により申込書及び計画書を受理したときは、特に支障がないと認めるものについて、使用を承認するものとする。ただし、使用を承認した後、特に必要と認めるときは、その使用を制限し、又は調整することができるものとする。

第4 使用時間

訓練センターの施設を使用することができる時間は、原則として執務時間中とする。ただし、教養課長が承認した場合は、この限りでない。

第5 使用上の留意事項

訓練センターを使用する場合は、次の事項に留意すること。

- （1） 射撃場においては、教養課長が指定する指揮官の指示に従うとともに、事故防止のため、指定された場所以外ではけん銃を操作しないこと。
- （2） 陸上競技場のトラックにおいては、原則として運動靴を使用すること。
- （3） 自動車訓練コースを使用する場合は、自所属において車両（車両重量3トン未満のものとする。）を準備し、持ち込むこと。
- （4） 訓練センターの敷地内に、物件をみだりに放置しないこと。
- （5） 指定された場所以外に駐車をしないこと。
- （6） 使用後は、整理整頓を確実に行之、火気、照明、施錠等の確認を徹底すること。

前 文（抄）（令和6年3月15日例規（務）第21号）

令和6年4月1日から実施することとしたので、了知されたい。